

治療用装具を作成した際の療養費について

治療のため医師の指導により装具が必要と認められた場合、療養費として給付を受けることができます。給付を受ける際は以下の書類をご用意のうえ、健康保険組合までご申請下さい。

【申請に必要な書類】

- ・療養費支給申請書
- ・医師の証明書・作成指示書等（原本）
- ・内訳が記載（または添付）された領収証（原本）
- ・装具本体の写真

※靴型装具に係る申請を行う場合は装具の写真(3~4枚)を添付して下さい。

■装具の写真撮影方法について

- ①正面
- ②後ろ（正面の反対側）
- ③下・底
- ④サイズ表記・ロゴや商標等（表記がある場合のみ）

